

北海道告示第 10807 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共济契約の締結の申込みについて、同法第 125 条の 6 第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成 30 年 9 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

ほたて貝養殖業 榎法華

こんぶ養殖業 松前さくら、吉岡、福島、知内、木古内、当別、茂辺地、根崎、宇賀、
銭亀沢、石崎、小安、戸井西部、東戸井、日浦、尻岸内、古武井、恵山、
榎法華、木直、尾札部、川汲、安浦、白尻、大船、鹿部、羅臼、船泊、
香深、鷺泊、鬼脇、仙法志、杓形